

# 山口県報

平成17年  
9月30日  
(金曜日)

## 目 次

規則

山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町村課)……………二

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………三

墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………三

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(自然保護課)……………三

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)……………三

結核予防法施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)……………四

母子保健法施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)……………四

建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)……………四

教委規則……………四

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………四

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………四

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則……………五

企業管理規程……………五

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程……………五



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第二百二十六号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の表防府県税事務所の項中「佐波郡」を削り、同表山口県税事務所の項中「吉敷郡」を「山口市」に改める。

第四十条の表山口県山口防災行政連絡所の項中

山口市	山口市	山口市	山口市
を	山口市	山口市	山口市
	山口市	山口市	山口市
	山口市	山口市	山口市

め、同項の次に次のように加える。

山口県徳地防災行政連絡所	山口市	山口市のうち平
山口県秋穂防災行政連絡所	山口市	山口市のうち平
山口県小郡防災行政連絡所	山口市	山口市のうち平
山口県阿知須防災行政連絡所	山口市	山口市のうち平

### 第四十条の表中

山口県徳地防災行政連絡所	佐波郡徳地町	佐波郡徳地町
山口県秋穂防災行政連絡所	吉敷郡秋穂町	吉敷郡秋穂町
山口県小郡防災行政連絡所	吉敷郡小郡町	吉敷郡小郡町
山口県阿知須防災行政連絡所	吉敷郡阿知須町	吉敷郡阿知須町

を削り、同表

山口県宇部市消防本部防災行政連絡所の項中「宇部市 吉敷郡阿知須町」を

「宇部市 山口市のうち平成十七年九月三十日における吉敷郡阿知須町の区域」

に改め、同表山口県山口地域消防組合消防本部防災行政連絡所の

項を次のように改める。

山口県宇部市消防本部防災行政連絡所	山口市	山口市のうち平成十七年九月三十日における吉敷郡阿知須町の区域
山口市	山口市	山口市のうち平成十七年九月三十日における吉敷郡阿知須町の区域

第四十条の表山口県防府市消防本部防災行政連絡所の項中

「防府市 佐波郡秋穂町」を

に改める。

第四十三条の三の表山口県宇部県民局の項中「吉敷郡阿知須町 美祿郡」を「美祿郡」に改める。

第四十三条の六の表中「吉敷郡阿知須町」を「山口市」に改める。

第四十七条の表中「吉敷郡小郡町」を「山口市」に改める。

第四十七条の八の二の表中「吉敷郡阿知須町」を「山口市」に改める。

第四十七条の十の表山口県防府健康福祉センターの項中「佐波郡」を削り、同表山口健康福祉センターの項中「山口市 吉敷郡（阿知須町を除く）」を「山口市」に改め、同表山口県宇部健康福祉センターの項中「吉敷郡阿知須町 美祿郡」を「美祿郡」に改める。

第四十八条の表中部社会福祉事務所の項中「佐波郡 吉敷郡 美祿郡」を「美祿郡」に改める。

第五十一条の二の表山口県防府環境保健所の項中「佐波郡」を削り、同表山口県山口環境保健所の項中「山口市 吉敷郡（阿知須町を除く）」を「山口市」に改め、同表山口県宇部環境保健所の項中「吉敷郡阿知須町 美祿郡」を「美祿郡」に改める。

第六十条の表山口県中央児童相談所の項中「佐波郡 吉敷郡 美祿郡」を「美祿郡」に改める。

に改める。

第六十条第一項の表山口県東部労政事務所の項中「熊毛郡 佐波郡 吉敷郡」を「熊毛郡」に改める。

第七十五条の二の表中「吉敷郡小郡町」を「山口市」に改める。

第七十六条第一項の表山口県山口農林事務所の項中「防府市 佐波郡 吉敷郡（阿知須町を除く）」を「防府市」に改め、同表山口県美祿農林事務所の項中「吉敷郡阿知須町 美祿郡」を「美祿郡」に改める。

第七十七条の表山口県山口農林事務所防府支所の項中「佐波郡」を削り、同表山口県美祿農林事務所宇部支所の項中「吉敷郡阿知須町」を削る。

第七十九条の表山口県中部家畜保健衛生所の項中「佐波郡 吉敷郡 美祿郡」を「美祿郡」に改める。

第八十条の表山口県防府水産事務所の項中「美祿市 佐波郡 吉敷郡」を「美祿市」に改める。

第八十一条の表山口県内海栽培漁業センターの項中「吉敷郡秋穂町」を「山口市」に改める。

第八十二条の表防府土木建築事務所の項中「佐波郡」を削り、同表山口土木建築事務所の項中「吉敷郡」を削る。

第八十三条の表山口県佐波川ダム管理事務所の項中「佐波郡徳地町」を「山口市」に改める。

附則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第二百二十七号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年山口県規則第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「又はサル」を「サル又はニホンジカ（下関市、長門市、美祿市又は美祿郡美東町若しくは秋芳町の区域に生息するものに限る。）」に改める。

第十一条第二項中第一号から第四号までを削り、第四号の二を第一号とし、第五号から第十九号までを三号ずつ繰り上げ、第二十号を削り、第二十一号を第十七号とし、第二十二号から第二十六号までを四号ずつ繰り上げ、第二十七号を削り、第二十八号を第二十三号とし、第二十九号から第三十三号までを五号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第二百二十八号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年山口県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中、「（製造所又は加工所の所在地が下関市の区域内である場合にあつては、知事）」を削る。

第十九条中、「（第六条第一項に規定する書類を除く。）」を削る。

別記第四号様式中

「E口廻り罫 罫」を「和論罫 罫」に改める。  
（和論罫）

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第二百二十九号

墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和五十九年山口県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中、「（下関市にあつては、知事）」を削る。

附 則  
この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第三百十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年山口県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中、「又はサル」を「、サル又はニホンジカ（下関市、長門市、美祢市又は美祢郡美東町若しくは秋芳町の区域に生息するものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第三百一十一号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和五十八年山口県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中、「第一条第一項」を「第一条の三第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

結核予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

**山口県規則第三百二十一号**

結核予防法施行細則の一部を改正する規則

結核予防法施行細則（昭和二十七年山口県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条ただし書を削る。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

**山口県規則第三百二十三号**

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和六十二年山口県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条中、「（当該所在地が下関市の区域内である場合にあつては、下関市長）」を削る。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

**山口県規則第三百三十四号**

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一秋穂都市計画区域の項から阿知須都市計画区域の項までを削る。  
別表第二徳地町の項から阿知須町の項までを削る。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

山口県教育委員会

**山口県教育委員会規則第二十五号**

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二十条の表防府教育事務所の項中、「防府市 佐波郡 吉敷郡」を「防府市」に改め

る。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

山口県教育委員会

**山口県教育委員会規則第二十六号**

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十一年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中山口県立佐波高等学校の項を削り、山口県立防府商業高等学校の項の

次に次のように加える。

山口県立佐波高等学校	E	口	市	本	校	普通	科	3	70 のうち5は、一進七 の定員とする。



山口県教育委員会

清 弘 和 毅

別表の1の表山口県立山口農業高等学校の項中、「叫嚙曲、曲叫」を「E口市」に改める。

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月三十日

山口県教育委員会

**山口県教育委員会規則第二十七号**

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則  
山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一防府学区の項中「佐波郡」及び「吉敷郡」を削り、

山口県立佐波高等学校	山口県立防府高等学校
山口県立防府高等学校	山口県立佐波高等学校

を  
に改める。

別表第二中「川西中学校区」の下に、「阿知須中学校区」を加え、「吉敷郡阿知須町」を削る。

附 則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

**山口県企業管理規程第十一号**

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十七年九月三十日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第四十七条中「範囲は、」の下に「平成十七年九月三十日における」を加える。

附 則

この管理規程は、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日印刷  
發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月  
金二千七百円（送料共）